

平成30年8月31日

会員各位

安芸地区医師会長 白川 敏夫

広島県健康福祉局より「医療機関等を対象とした中小企業等グループ補助金等に係る説明会の開催」について、下記のとおり通知が参りました。

被災されました医療機関におかれましては是非ご検討いただき、ご参加下さいますようご案内申し上げます（事前申し込みは不要です）。

広島県健康福祉局長
〒730-8511 広島市中区基町10-52
医務課

医療機関等を対象とした「中小企業等グループ補助金」等に係る説明会の開催について（通知）

本県の医療行政の推進については、日ごろから御協力をいただき、厚くお礼を申し上げます。

平成30年7月豪雨により被災した医療施設等の復旧については、医療機関に対して「医療施設等災害復旧費補助金」の活用意向をお伺いしているところです。

この度、「平成30年7月豪雨 生活・生業再建支援パッケージ」が決定され、その中で措置された、経済産業省所管の「中小企業等グループ補助金」を医療施設等が活用できる場合がありますので、次のとおり説明会を開催します。

については、関係者は御参加ください。

1 日時

平成30年9月6日（木） 14時から（1時間半程度）

2 場所

県庁自治会館101会議室（広島市中区基町10-52）（別紙のとおり）

3 グループ補助金概要

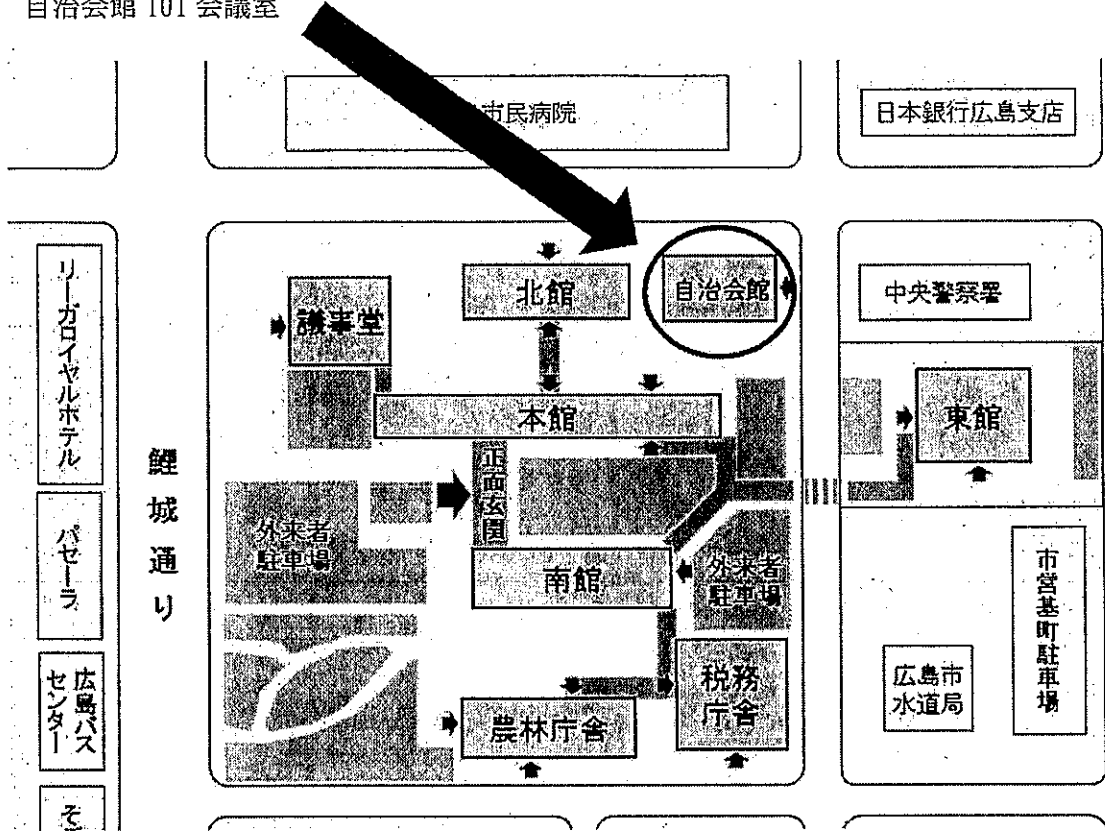
別紙のとおり

担当 医務グループ
電話 082-513-3056（ダイヤルイン）

（担当者 六箱）

<会場>

自治会館 101 会議室



2. 施設の復旧費用などの補助制度について知りたい

(1) 中小企業等グループ補助金

中小企業等がグループを形成して「復興事業計画」を策定し、県の認定を受けた場合に、そのグループに参加する事業者が行う施設復旧等の費用の一部を支援します。

対象者

中小企業者・中小企業事業協同組合等

※あらかじめグループを形成して「復興事業計画」を策定することが必要。

↳ 「復興事業計画」の申請受付：9月上旬（調整中）

支援内容

平成30年7月の西日本豪雨により広範囲かつ甚大な被害を受けた地域（広島県、岡山県、愛媛県）を対象に、中小企業等グループの復興事業計画に基づきグループに参加する事業者が行う施設復旧等の費用を補助します。

①公募開始期間：調整中

②補助率：中小企業者・中小企業事業協同組合等 3/4（国1/2、県1/4）
上記以外（中堅企業等） 1/2（国1/3、県1/6）

③上限額：15億円

④補助対象費目：施設、設備の復旧費用等（資材・工事費、設備調達や移転設置費、取り壊し、除去費、整地、排土費等を含む）

※従前の施設等の復旧では事業再開や売上回復等が困難な場合、新分野需要開拓等の新たな取組（「新商品製造ラインへの転換」、「生産性向上のための設備導入」、「従業員確保のための宿舍整備」等）に要する費用も補助します。

※事業者負担となる1/4相当分は高度化融資（無利子）の利用が可能です。

※平成30年7月豪雨以降、交付決定前に実施した施設等の復旧事業についても遡及適用が認められる場合があります。

お問い合わせ先

岡山県庁 産業労働部産業振興課（電話）086-226-7379

広島県庁 中小企業等復興支援チーム（電話）082-513-4451/4453

愛媛県庁 経済労働部経営支援課（電話）089-912-2480

中国経済産業局 復興推進準備室（電話）082-224-5653

四国経済産業局 復興推進準備室（電話）087-811-8566

中小企業庁 経営支援部経営支援課 復興支援担当（電話）03-3501-1763

国の補助事業における主な対象経費及び対象外経費

区分	医療施設等災害復旧費補助金	中小企業等グループ補助金	備考
建物	○	○	建替は大規模半壊、全壊に限る
建物附属設備（空調等のライフライン）	○	○	
建物規模の拡大	原形復旧では建築基準法等の諸法令の規定に反する場合は対象	原形復旧では建築基準法等の諸法令の規定に反する場合は対象	
賃貸の建物、リースの医療機器	×	被災前から中小企業者等が入居している建物や、使用しているリース物件であれば対象	
土地の取得	×	×	
土地の造成	地形地盤変動、陥没した沈下量の高上げ等により従前の効用を復旧するための施設整備は対象	×	事業の用に供するものに限る
患者駐車場	×	○	
外構（囲障、門など）	×	○	
応急仮工事	○	×	
医療機器、検査機器、電子カルテ等	50万円超（歯科診療所は10万円超）	10万円以上の償却資産は対象（電子カルテ等医療情報システムは対象外）	固定資産台帳等に計上されているなど、購入していただきたい資料が必要
厨房機器（建物に付随するものを除く）、患者用ベッド、診療用の椅子・机、養成所の備品等	×	10万円以上の償却資産は対象	
救急車	×	○	
乗用車	×	被災前に所有していたこと及び業務用のみに用いていたことなどが証明できれば、補助対象となることがある。	
消耗品	×	×	医療材料も含む
事務機器（OA機器）	×	被災前に所有していたこと及び業務用のみに用いていたことなどが証明できれば、補助対象となることがある。	
事業費が80万円未満	×	○	
上限額	上限なし（医療施設、養成所）	15億円	